

名張市し尿等の処理に関する条例の制定について

1. 趣旨及び背景

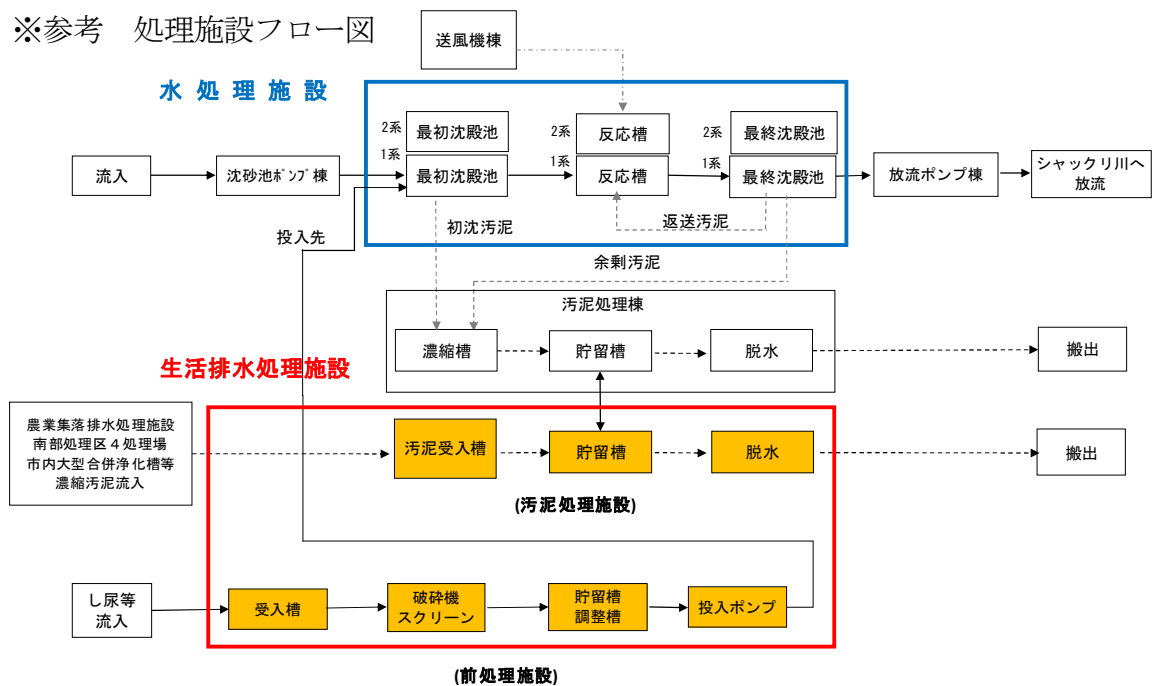
本市のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」といいます。）の処理を行っている伊賀南部浄化センターは、昭和60年2月に本市及び現伊賀市青山支所管内のし尿等の処理を共同で行うため、名張市薦生地内に伊賀南部環境衛生組合が設置しました。同センターは、施設の供用開始から30年以上が経過し、老朽化が著しく、更なる長寿命化のための改修には莫大な費用を必要としています。また、地元地域との協定による操業期限は、延長を経て令和6年3月31日までとしています。

一方、伊賀市においては、令和2年4月から青山支所管内を含む同市全域のし尿等の処理を伊賀市浄化センターで行っており、伊賀南部浄化センターでは本市のし尿等のみを処理しています。

これらのことを踏まえ、本市では一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）に基づき、将来にわたって効率的で安定した生活排水処理が行えるよう、中央浄化センター内にし尿等の処理に係る生活排水処理施設を新たに整備して、機能移転することとし、令和6年4月1日からの処理開始を予定しています。

以上のことから、本市のし尿等の処理について、必要な事項を定めるため、新たに名張市し尿等の処理に関する条例を制定しようとするものです。

※参考 処理施設フロー図



※参考 施設鳥瞰図



2. 制定の内容

- (1) し尿等は、名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第27号）別表第2に規定する中央浄化センターで処理します。
- (2) 中央浄化センターにし尿等を搬入しようとする者は、市長の許可を受けるものとします。
- (3) し尿等の処理手数料は、現在の伊賀南部浄化センターの処理手数料と同じ水準の180キログラム当たり30円（180キログラム未満の端数は切上げ）を徴収するものとし、その他手数料の還付及び減免についての規定を整備します。なお、し尿等の搬入量は、車体重量を計量して算出することから単位をキログラムとします。
（現行：180リットル当たり30円）

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。なお、同年1月から実施予定の試験稼働のためのし尿等の搬入について、同年3月31日まではし尿処理に係る事務は伊賀南部環境衛生組合で処理していることから、本市に事務権能がないため、この条例の適用は想定していません。